同条第四項中「第六十一条の六第一項」の下に「又は第二項」を加え、「、同項」を「、これら」に、「の同項」を「の同条第一項」に、「の帳簿価額又は資産の帳簿価額」を「若しくは資産の帳簿価額又は同条第二項に規定する適格分割等により同項に規定する分割承継法人等に移転する負債若しくは資産のその移転の直前の帳簿価額」に改め、「として、当該内国法人」の下に「及び分割承継法人等」を加える。

第百二十一条の六第一項中「おいて法第六十一条の七第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項第一号中「事業年度終了の時」の下に「（法第六十一条の七第二項の場合には、同項に規定する適格分割等の直前の時）」を加え、「）又は」を「）若しくは」に、「法第六十一条の七第一項」を「同条第一項若しくは第二項」に改め、同項第二号中「の期末時又は」を「の期末時若しくは」に改め、「第六十一条の七第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、同条第二項中「第六十一条の七第二項」を「第六十一条の七第三項」に、「同項に規定するデリバティブ取引等」を「、デリバティブ取引等」に、「を当該」を「に係る契約を当該」に、「同条第二項」を「同条第三項」に、「適格組織再編成」を「適格合併等」に改める。

第百二十一条の七第一項中「事業年度終了の時」の下に「（同条第二項の場合には、同項に規定する適格分割等の直前の時）」を加え、「第百二十一条の九」を「以下第百二十一条の九」に改め、同条第三項中「第六十一条の七第二項」を「第六十一条の七第三項」に、「同項に規定するデリバティブ取引等」を「、デリバティブ取引等」に、「を当該」を「に係る契約を当該」に、「同条第二項」を「同条第三項」に、「適格組織再編成」を「適格合併等」に改める。

第百二十一条の八中「同条第二項」を「同条第三項」に、「同項に規定するデリバティブ取引等」を「、デリバティブ取引等」に、「適格組織再編成」を「適格合併等」に改める。

第百二十一条の九の見出し中「金額等」を「金額」に改め、同条第一項第一号中「以下この項」を「次号」に、「の前条第一号」を「の同条第一号」に改め、同項第二号中「第六十一条の七第二項」を「第六十一条の七第三項」に、「同項に規定するデリバティブ取引等」を「、デリバティブ取引等」に、「適格組織再編成」を「適格合併等」に改め、同条第二項を削る。

第百二十一条の十第一項中「前条第一項」を「前条」に、「若しくは適格現物出資」を「又は適格現物出資」に改め、「又は適格事後設立に係る被事後設立法人」を削り、「、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に改める。

第百二十一条の十一第一項中「同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額（分割型分割により分割承継法人にヘッジ対象有価証券損失額を減少させようとする売買目的外有価証券を移転する場合におけるその売買目的外有価証券に係る金額を除く。第三項において「ヘッジ対象有価証券評価差額に相当する金額」という。）」を「金額に相当する金額」に改め、同条第二項中「適格分割型分割（以下この項及び第四項において「適格合併等」という。）により当該適格合併等（法第六十一条の七第二項に規定する適格分割等をいう。以下この項及び第四項において同じ。）により当該適格合併」に、「分割法人（第四項において「被合併法人等」という。）」を「当該適格分割等に係る分割法人若しくは現物出資法人（以下この項及び第四項において「分割法人等」という。）」に、「法第六十一条の七第二項」を「同条第三項」に、「同項に規定するデリバティブ取引等」を「、デリバティブ取引等」に、「分割前事業年度（当該分割法人等の当該適格分割型分割の日の前日」を「分割等事業年度（当該分割法人等の当該適格分割等の日」に改め、「同条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額（第四項において「ヘッジ対象有価証券評価差額に相当する金額」という。）」を「金額に相当する金額」に、「適格合併等の」を「適格合併又は適格分割等の」に改め、同条第三項中「によりヘッジ対象有価証券評価差額に相当する金額」を「により同項に規定するヘッジ対象有価証券評価差額」に、「にヘッジ対象有価証券評価差額」を「に第一項の規定により損金の額に算入される金額」に、「からヘッジ対象有価証券評価差額」を「から同項の規定により損金の額に算入される金額」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　内国法人が、適格合併又は適格分割等により売買目的外有価証券（法第六十一条の七第一項の規定により当該適格合併に係る被合併法人が同項に規定するヘッジ対象有価証券評価差額を最後事業年度の損金の額若しくは益金の額に算入したもの又は同条第二項の規定により当該適格分割等に係る分割法人等が同項に規定するヘッジ対象有価証券評価差額に相当する金額を分割等事業年度の損金の額若しくは益金の額に算入したものに限る。）の移転を受けた場合において、同条第三項の規定により、デリバティブ取引等を行い、かつ、同項に規定する記載をしていたものとみなされたときは、その売買目的外有価証券のその移転を受けた時における帳簿価額は、その売買目的外有価証券の第百二十一条の六第一項に規定する帳簿価額に第二項の規定により益金の額に算入される金額に相当する金額を加算し、又はその帳簿価額から同項の規定により損金の額に算入される金額を減算した金額とする。

第百二十二条第二項中「、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に、「適格組織再編成」を「適格合併等」に、「、現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人」に改める。

第百二十二条の二第二号中「同条第二項」を「同条第四項」に改める。

第百二十二条の三に次の一項を加える。

2　前項の規定は、内国法人が適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（適格現物分配にあつては、残余財産の全部の分配を除く。以下この項において「適格分割等」という。）により分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人に移転する外貨建資産等につき当該事業年度開始の日から当該適格分割等の直前の時までの間においてその外貨建資産等に係る外国為替の売買相場が著しく変動した場合について準用する。この場合において、前項中「当該事業年度終了の時」とあるのは、「次項に規定する適格分割等の直前の時」と読み替えるものとする。

第百二十二条の八第一項中「同項に規定する差額」を「金額」に改め、「（分割型分割により分割承継法人に同項に規定する外貨建資産等（以下この条において「外貨建資産等」という。）を移転する場合におけるその外貨建資産等に係る金額を除く。第三項において「差額相当額」という。）」を削り、同条第四項を削り、同条第三項中「により差額相当額」を「により同項に規定する為替換算差額」に、「からその差額相当額」を「から第一項の規定により損金の額に算入される金額」に、「にその差額相当額」を「に同項の規定により益金の額に算入される金額」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「又は適格分割型分割（以下この項及び第四項において「適格合併等」という。）」を「若しくは適格現物分配（残余財産の全部の分配に限る。以下この項及び第五項において同じ。）又は適格分割等」に、「適格合併等に」を「適格合併に」に改め、「又は分割法人（第四項において「被合併法人等」という。）」を削り、「第四項において同じ。）又は分割前事業年度（同条第二項に規定する分割前事業年度をいう。第四項において同じ。）」を「第五項において同じ。）若しくは当該適格現物分配に係る現物分配法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度又は当該適格分割等に係る分割法人、現物出資法人若しくは現物分配法人（第五項において「分割法人等」という。）の当該適格分割等の日の属する事業年度」に改め、「第六十一条の九第二項」の下に「又は第三項」を加え、「同項に規定する差額に相当する金額（第四項において「差額相当額」という。）」を「金額に相当する金額」に、「適格合併等の」を「適格合併の日の属する事業年度若しくは当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度又は当該適格分割等の」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　内国法人が法第六十一条の九第三項の規定の適用を受ける場合には、同項に規定する適格分割等（以下この条において「適格分割等」という。）により分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人に移転する外貨建資産等（法第六十一条の九第二項に規定する外貨建資産等をいう。以下この条において同じ。）の当該適格分割等の直前の帳簿価額は、当該外貨建資産等につき法第六十一条の九第三項の規定により同項に規定する為替換算差額に相当する金額を計算する場合の同条第二項の期末時換算法により換算した金額とする。